

証 明 願

年 月 日

(宛先) 東大阪市建築部開発指導課長

申請者 住 所
氏 名

記

下記の内容により農地法（第 4 条・第 5 条）の規定による農地転用の手続きをしますので、都市計画法第 4 条第 12 項で規定する開発行為に該当しないことを証明してください。

1. 土地の所在
2. 土地の面積
3. 市街化区域、調整区域の別
4. 土地利用の目的
5. 予定建築物
6. 計画の概要（位置図、概要設計図、土地の選定理由書、その他）別添のとおり
7. 本証明書の提出先

上記内容による行為は、都市計画法第 4 条第 12 項で規定する開発行為に該当しません。

年 月 日

東大阪市建築部開発指導課長

注) 1. 2 部提出のこと。

2. 他の法令による手続きが必要な場合は、その手続きをとること。

3. 農地法第 5 条による申請者は、譲受人とすること。

4. 委任状（代理人が申請手続きをする場合）を添付すること。

受 付

開発に該当しない旨の証明願 作成要領

番号	書類名	備考
1	証明願	
2	土地選定理由書	
3	誓約書	
4	委任状	他人に申請手続きを委任する場合必要。
5	申請者の印鑑証明書・ 代表者事項証明書	受付日の3ヶ月以内。 代表者事項証明書は法人の場合必要。
6	土地所有者の同意書	受付日の3ヶ月以内。所有者の実印を押印すること。
7	土地所有者の印鑑証明書	受付日の3ヶ月以内。
8	土地登記事項証明書	受付日の3ヶ月以内。
9	地籍図（公図）	受付日の3ヶ月以内。区域を朱線で囲むこと。
10	位置図	都市計画室作成の所定図 (庁舎 15F 建築審査課にあります。)
11	現況図	方位、区域の境界、土地の形状、用途
12	土地利用計画図	方位、区域の境界、土地の形状、用途 区域内及び区域周辺の公共施設
13	造成計画図	造成行為（切土、盛土各 30 センチメートル超え）がある場合。 造成行為が無い場合は、土地利用計画図に「造成行為無し」と記入。
14	排水計画図	地盤浸透により雨水を処理する場合は、土地利用計画図に「雨水浸透で処理」と記入。
15	現況写真	各境界及び全体が分かるもの。

委任状

住所
私儀
を代理人と

氏名 印

TEL

定め下記に関する一切の権限を委任いたします

記

(委任事項)

- ・ 開発に該当しない旨の証明願

以上に関する申請手続き・訂正・受領の件。

年 月 日

住所

氏名

実印